

農業用の肥料における従来のプラスチック被膜殻の使用禁止に向けた代替資材への切替えの促進を求める意見書

プラスチック等で肥料をコーティングした被覆肥料は、作物の生育に応じて肥料成分が溶け出すことから、追肥の手間が省けて省力化できるとともに、肥料の投入量が減ることにより地下水への栄養分の流出等が抑えられ、環境への負荷も低減できるなどの優れた特徴を持っており、農業現場において広く使用されている。

一方、プラスチック被覆肥料については、肥料成分が溶出した後に残るプラスチック被膜殻が圃場から水路や河川を通じて海洋に流出することによる生態系への影響が懸念されている。昨今、海洋生物の体内からマイクロプラスチックが見つかる事例が報告されており、海洋の生態系に対するプラスチックの影響が深刻化しつつあるとともに、魚類を介した間接的な摂取による人体への影響も懸念されている。また、従来のプラスチック被膜殻は、自然分解するものでないため、自然界に与える悪影響が長く続く危険があるとの指摘もされている。

令和元年に開催されたG20大阪サミットにおいて、2050年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロにすることを目指す、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンが共有されるなど、海洋プラスチックごみ対策は世界共通の課題となっている。我が国においても地球環境の保全に向けた対応が求められており、従来のプラスチック被膜殻を使用しない硫黄被覆肥料や粒状配合肥料といった代替資材での取組も成果を上げている中、農業分野においても海洋プラスチックごみ問題への適切な対応が必要とされている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、新たな汚染を生み出さない世界の実現に向け、農業用の肥料における従来のプラスチック被膜殻の使用禁止に向けて早期に自然分解する代替資材への切替えの促進を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月2日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
農林水産大臣
環境大臣

宛（各 通）